

令和2年度第2回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会

令和2年10月8日（木）

（午後2時00分 開会）

【事務局（池田総括主査）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回大阪府環境審議会生活環境保全条例検討部会を開催させていただきます。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス対応ということで、本日、マスクの着用等をお願いしております。御発言いただきにくい状況でございますが、大変恐縮でございますけれども、よろしくお願いいたします。

本日司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これから座って説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、本日お配りしてございます資料を確認させていただきます。

まず1枚目が議事次第と、その裏面が配席図でございます。続きまして、本日の資料といたしまして、資料1が議題（1）の①の関係資料でございます。資料2-1と2-2が議題（1）の②の関係資料でございます。資料3が議題（1）の③の1つ目の化学物質等の「排出規制」と「適正管理」のあり方についての関係資料でございます。資料4が議題（1）の③の2つ目でございますけれども、騒音・振動分野につきましての関係資料でございます。

そのあと、参考資料1が部会の運営要領・委員名簿でございます。参考資料2が前回の部会の議事録でございます。参考資料3が大阪労働局労働基準部健康課様から御提供いただいております資料でございますけれども、前回お配りさせていただいた石綿障害予防規則等の改正のポイントの改訂版の資料でございます。そのほか、机上資料といたしまして、黄緑色の紙ファイルになりますけれども、生活環境保全条例及び施行規則の条文をお手元にお配りしておりますので、皆様、資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の部会でございますけれども、大阪商工会議所常務理事・事務局長の近藤委員につきましては、所用のため御欠席でございます。7名の委員の先生方、3名のオブザーバーの皆様方に御出席いただいております。部会の運営要領第3の（2）の規定によりまして成立しております。

なお、本部会におきましては、大阪府情報公開条例第33条の規定に基づき、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから審議にお入りいただきたくと存じます。近藤部会長、よろしくお願いいたします。

【近藤部会長】 近藤でございます。

議事に入る前に、本日、撮影をしたいという申出がございました。規則によりますと、この委員会で御承認いただければ撮影を許可できるということでございます。私としては、特段問題はないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、撮影のほうをしていただいても結構でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今から審議を行いますけれども、審議が円滑に進むように努めてまいりますので、委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、議題（1）の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方についてですが、①のこれまでの審議状況等について、事務局のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（池田総括主査）】 環境保全課環境計画グループの池田でございます。

それでは、本部会のこれまでの審議状況等につきまして御説明させていただきたいと思っております。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

昨年12月に諮問いたしました今後の大阪府生活環境保全等に関する条例のあり方につきまして、これまでに、2月と8月の部会で御審議いただいたところでございます。部会での検討につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために大阪府におきましても業務見直しを行いまして、令和3年度に結果として取りまとめいただくスケジュールとさせていただいているところでございますけれども、令和2年6月の改正大気汚染防止法の公布によりまして、早急に条例改正が必要な大気分野の石綿規制につきましては、本年度内に結果を取りまとめいただくことといたしました。

本日の部会におきましては、大気分野の石綿規制に関する内容となりますけれども、第一次報告（案）について審議、取りまとめていただきまして、11月の環境審議会に報告、答申いただくスケジュールをお願いしたいと考えております。

今回はこのほか、化学物質分野及び大気以外の石綿規制を除く分野の関連で、化学物質等の「排出規制」と「適正管理」のあり方についてと、騒音・振動分野につきまして御審議い

ただ予定でございます。石綿規制以外の各分野につきましては、来年度にかけまして5回程度部会を開催して結果を取りまとめいただきまして、来年冬の環境審議会で第二次答申をいただき、条例・規則の改正を行っていきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

**【近藤部会長】** ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまの御説明について何か質問、あるいは御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうかね。進め方ですから、今日は議題もたくさんありますので。

では、ありがとうございます。では、次に進めさせていただきたいと思います。

次に、②の部会第1報告（案）について、事務局からまた御説明をよろしく願いいたします。

**【事務局（池田（桂）総括主査）】** 事業所指導課大気指導グループの池田と申します。資料2-1と資料2-2につきまして御説明させていただきます。

まず、先に国の法改正等の状況について御報告申し上げます。国では8月5日から政令、省令のパブリックコメントを開始しておりまして、前回、8月28日に開催した部会では、そのパブリックコメントの政省令の改正案の状態で御審議いただいたところでございます。そして、昨日、政令につきましては公布されました。そして、省令のほうはまだ公布がされていない状況でございまして、パブリックコメントの結果も出ていない状況でございます。今回御報告させていただく資料につきましては、省令につきましてはパブリックコメントを出したときの情報によって作成しております。また、政令につきましてはパブリックコメント開始時点から大きく変更がありませんので、前回と同じ方向性の内容で作成しております。

それでは、資料2-1今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について、第一次報告案について御説明させていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、目次のところで、この報告案の構成を御説明させていただきます。

まず、「はじめに」から始まりまして、そして第1としまして、条例全体の話として、条例における分野と検討の進め方について、そして第2としまして、大気分野（石綿規制）の検討結果について、そして、Ⅰで石綿規制の概要について、Ⅱで石綿規制のあり方について、そして「おわりに」というような構成にさせていただいております。

続きまして、3 ページのところでございます。「はじめに」のところでございます。こちらは、令和元年12月23日に府から諮問させていただきました内容で記載させていただいております。下から2段落目でございます。この「第一次報告」は、本部会において、大気分野（石綿規制）について、専門的な見地から審議した結果を取りまとめたもの、また、その下、大気分野（石綿規制）以外の分野につきましては、引き続き本部会において、また、水質分野については水質部会にて、検討・審議を続けるものとする記載させていただいております。

1枚めくっていただきまして、4 ページと5 ページでございます。こちらは条例全体の分野と検討の進め方について記載させていただいております。こちらは、2月に行われました令和元年度第1回部会の資料から掲載しております。4 ページにあります表1-1は条例及び国の関係法令の年表を記載しております。

そして、5 ページの表1-2では条例における分野及び主な制度について記載しております。

その下、Ⅱ検討の進め方についてでございますが、本部会では、条例に基づく規制の現状、課題及びあり方検討における論点（案）について、分野別に整理するとともに、分野横断的な内容として、「その他分野（規制以外の手法）」についても同様に整理することとしたと記載しています。そして、検討スケジュールにつきましては、令和2年6月の改正大気汚染防止法の公布により早急に条例改正が必要な大気分野（石綿規制）については、今年度に優先的に検討を実施し、結果を取りまとめることとしたと記載させていただいております。

6 ページを御覧ください。6 ページからはアスベスト関係についての報告でございます。まず、こちらは法及び条例に基づく石綿規制の概要についてといたしまして、前回、8月28日の令和2年度第1回部会の資料から掲載させていただいております。

(1) が石綿の概要と健康影響、そして、中段、(2) が石綿を含有する製品の規制の経過につきまして記載させていただいております。(3) が石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事の規制。こちら、7 ページの上になりますけれども、石綿含有建材が使用された可能性がある建築物の解体工事は2028年頃をピークに全国的に増加することが予想されていること、そして、今後飛散防止対策の重要性が一層高まると考えられると記載させていただいております。

そして、その下、2. 法及び条例による石綿規制の概要で、(1) は法について、(2)

は条例について、概要を記載させていただいております、(3)には法及び条例の現行制度による石綿規制の概要を記載しています。

アの概要のところですが、まず、現行の府における石綿飛散防止対策の制度は、法の規制に加え条例による独自の制度を設けて総合的な取組みを講じているとしております。

そして、イの対象建築材料ですけれども、法はレベル1建材とレベル2建材、そして条例では石綿含有成形板、いわゆるレベル3建材のうち、樹脂により被覆され、または固形化されているものを除くものを規定しております。

ページをめくっていただきまして、8ページのところでございます。ウの事前調査では、法または条例により事前調査をしなければならないこと、また、調査結果を公衆の見やすい箇所に掲示するよう義務づけております。

エの届出につきましては、作業の開始の14日前までに作業の期間や内容について届出る義務があること、法では使用面積に規模要件はありませんが、条例では成形板の使用面積が1,000㎡以上の工事を対象にしていること、そして、法に基づく届出が必要な工事のうち、石綿含有建材の使用面積50㎡以上の場合は測定計画の届出が必要ということに記載しております。

オの作業基準のところでは、府の独自の作業基準があるということに記載しております。

そして、カの敷地境界基準と大気濃度測定のところでございます。9ページの上のところでございますが、法には、これら大気濃度の基準及び測定に関する規定はありませんが、条例では敷地境界基準を定めており、工事前1点、工事中4点、工事後1点の大気濃度測定と測定記録の保存の義務があることを記載しております。

キでは、報告徴収と立入検査について記載しております。

その下、(4)法改正の概要のところでございますが、令和2年6月に大気汚染防止法の一部改正法が公布されました。主な改正点を、以下、①から⑤に示しております。

①に規制対象の拡大といたしまして、現行のレベル1、2建材とレベル3建材が加わったことを記載しております。②に事前調査の信頼性の確保、調査結果の都道府県等への報告の義務付けがされたということが書いております。③には、直接罰の創設がされたこと、そして、めくっていただきまして、10ページの④では不適切な作業の防止として、元請業者に対し発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存が義務づけられたこと、そして⑤、その他としまして、立入検査対象に施工者等の事務所が追加されたことや災害時に関する規定が追加されたことを書いております。

1 1 ページからが石綿規制のあり方についてでございます。まず、1. あり方検討に係る論点としまして、5つの論点を設定して審議しました。(1) 石綿除去に係る作業基準についてとして、論点1が、改正法で新しくレベル3建材の除去に係る作業基準の内容が定められる予定でございますが、条例における作業基準をどうするか。中段、(2)でございます。作業実施の届出が必要なレベル3建材の種類、使用面積についてとしまして、論点2の(ア) 条例届出対象外である建材について、届出の対象とするべきか。その下、論点2(イ)、現在、成形板を1,000㎡以上使用する建築物等に係る作業の実施を届出対象としていますが、届出対象を拡大した場合、その規模要件をどうするか。めくっていただきまして、12ページ(3) その他としまして、論点3の(ア) 完了報告につきまして、行政への報告を義務づけるべきかどうか。そして、論点3の(イ) 大気濃度測定の義務について、見直す必要があるかどうか。この5つの論点を設定したということでございます。

1 3 ページからが、その石綿規制のあり方でございます。

まず、(1)、石綿除去に係る作業基準についてでございます。まず、改正法では規定されず条例で規定済みの独自の作業基準につきましては、建築物等の周囲に当該建築物等の高さ以上の幕等を設置することなど、4点ございます。近隣住民の安心感の効果があることや、飛散リスクの観点から、これらの作業基準の規定を全て残すべきであるとまとめております。

なお、現在条例の規制対象外である石綿含有の樹脂被覆・固化建材等につきましても適用すべきであること、そして、改正法で規定された作業基準のうち、条例に規定のない作業基準は、改正法と整合を図るべきであるというふうにまとめております。

(2) 作業実施の届出についての(ア) 届出対象の建材についてでございます。こちら、石綿含有の仕上塗材やビニル床タイル(Pタイル)でございますが、除去作業場近傍で石綿の飛散が確認された事例があったことから、改正法で規定される全てのレベル3建材を作業実施の届出の対象とすべきである、なお、施行にあたっては、除去作業届出件数が増加すること、そして、特に条例で届出対象外としていた石綿含有樹脂被覆・固化建材につきましては、幅広く周知を行う必要があること、そして、Pタイルの撤去につきましては、機械によるはつりが多い状況でございますので、作業計画が適切かを行政が判断することが難しいケースが想定されることなどに留意するべきであるというふうにまとめております。

そして、(イ) 届出の規模要件についてでございますが、1,000㎡以上という規模要

件につきましては、多くの府内事業者に認知されていること、届出規模未満の解体等工事につきましては、建設リサイクル法の情報や新設される事前調査結果報告制度による情報を活用した立入検査によって飛散防止措置の確認が取れること、また、仕上塗材とその他の石綿含有成形板などとは作業基準が異なるということもございますので、合算をする必要が乏しいということから、届出の規模要件は石綿含有仕上塗材の使用面積が1,000㎡以上またはその他石綿含有成形板等の使用面積の合計が1,000㎡以上のいずれかに該当する場合を作業実施の届出対象とするべきであるとまとめております。

その下、(3) その他、(ア) 完了報告書についてでございます。こちらは新設される事前調査結果報告制度による情報を活用いたしまして、石綿飛散の未然防止や作業基準遵守の確認が可能であること、報告書の確認時点、工事終了後などに違反が見つかったとしても是正措置が間に合わない可能性が高いこと、現行でも行政指導の範囲で完了報告の提出指導を行っている規制権限を有する府内市町村も多く、また、大阪府においても現在提出指導を行っておりませんが、相当数が提出されていることから、完了報告書の行政への提出は義務化せず、立入検査等の対応に注力すべきであるとまとめております。

最後、(イ) 大気濃度測定義務についてでございますが、こちらは、今後の国や迅速測定装置の開発の動向を踏まえ検討すべきであることから、当面現行の規制を維持すべきであるとしております。

15ページは「おわりに」といたしまして、本部会で計3回の審議を経て取りまとめたこと、そして、一番下の段落でございます、政令市をはじめとする府内市町村や関係行政機関と情報共有・連携を図りつつ、府域における石綿規制に取り組まれないというふうにまとめております。

16ページ以降は参考資料といたしまして、参考資料1として名簿、参考資料2として審議経過、参考資料3として諮問文について掲載しております。

資料2-2でございます。こちらはこの報告案の内容を1枚にまとめたペーパーでございます。説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。どうでしょうか。どなたかいらっしゃらないでしょうか。

お願いたします。

【堺市（是常課長）】 堺市の是常です。よろしく申し上げます。

前回の検討部会のときに、案の中で意見を言わせていただいたので、今回取りまとめされた内容について意見があるということはないのですけれども、10月1日付けで石綿則の一部施行されています。レベル3、ケイカル板の第1種ですが、その作業基準の養生についてなんですけども、作業場所の養生となっています。府条例の規則には、建物高さ以上の幕等の設置ということになっているのですけれども、解体工事のときにはこれでいいと思うのですけれども、例えば改修工事があったときに、実際に隣で営業中であつたり居住されている方に対しての曝露ということが考えられると思いますので、その辺はどのように整理をされているのか、規則に定めていかれるのか、例えば考え方をどこかで明らかにされるのかということをお聞きしたいと思います。

【近藤部会長】 事務局、いかがでしょうか。何か。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 改修につきまして、ごく一部の改修であっても、建物の高さ以上というのがあまりにも高いビルであつたりするのにそこまで求めるかというところも、実際現場でそこまで必要かなと思いますので、その辺りは柔軟に指導の中で考えていくべきかとは思っております。ただ、作業基準といたしましては建物の高さ以上等というのを原則といたしまして、実際、こういうケースはこうだというのは、今後マニュアル等を作成していく予定でございますので、その中でいろんなケースにつきまして、文章として記載することを検討していきたいと思っております。

【近藤部会長】 今の回答でよろしいですかね。

【堺市（是常課長）】 はい。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

ほか、どうでしょうか。

お願いいたします。

【大阪市（加島課長）】 大阪市の加島です。

資料2-1の第一次報告案の13ページの「2. 条例に基づく石綿規制のあり方、（1）石綿除去に係る作業基準について」ですが、前回、私が検討してほしいと言わせていただいた事項なのですが、この資料のあり方のおり従前の条例で規定済みの作業基準については、「すべて残すべきである。」という方向で答申していただけるのはありがたく思います。それと、一つ確認させていただきたいことがあるのですが、最後に記載されている「また、改正法で規定された作業基準のうち、条例に規定のない作業基準は、改正法と整合を図る

べきである。」という記述にある「整合」という言葉の意味は、法と同じように解釈するという意味なのか、または法とは別途異なる解釈というものを考えて行くことなのか「整合」の言葉の意味を教えてくださいたいと思います。

【近藤部会長】 事務局のほうから、いかがでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 この辺り、今後条例や規則の改正作業に当たるということになりますけれども、基本的には考えにつきまして整合を図っていくという方向性ではありまして、その中でどういう表現がいいのかとか、どういうつくりにしていけばいいのかというのはこれから庁内の法規担当と詰めていくということになりますけれども、考えといたしましては、改正法と考え、方向性について整合を図っていくというようなものでございます。

【近藤部会長】 いいでしょうかね。当然、法は遵守するということですよ。ということでもよろしいですかね。

ほかはどうでしょうか。

何か言葉尻を捉えるようで申し訳ないんですけど、14ページの上のPタイルの話ですよ。作業基準と違うようなことがあって行政が判断することが難しいケースが想定されることなどに留意すべきであるということなんですけど、これはどういうことなんですかね。留意するということは黙認するということになるのか、あるいは指導するということになるのかというのはどういうふうに。その都度その都度、そこで適切に判断されるという意味合いなんでしょうか。どうなんでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 実際には、作業基準の中では原則手ばらしでというのが守られないケースがあるということなんですけれども、そこについては、例えば屋内であれば、窓の目張りをして外に飛散しないような形での計画になっているとか、破碎をしたとしても、外に出ないかどうかというところが全体として守られているかという観点でということにはなるかと思うんですけども、その辺り、今後私どもが作成するマニュアル等の中で、こういう視点で計画を確認するといったところまで書けるかどうかを検討していきたいと思っております。

【近藤部会長】 そういうふうに細則みたいなのが出てくると分かりやすくなっていくということなんですかね。分かりました。ありがとうございます。

そのほか、何かございませんでしょうか。

お願いします。

【黒坂委員】 すみません、前回オンラインでして、少し音声途切れたりしたときがあって申し訳ありませんでした。少しお聞きしたいのが、14ページのところで、報告書のところですが、報告書確認時点で違反が見つかっては是正措置が間に合わない可能性が高いことというのは載せる必要があるのかと個人的には考えます。是正措置が間に合わないから報告書を出さなくてもよいのではという方向にとられかねないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 おっしゃっていただいたとおり、だから出さなくていいというふうに、確かに読めるところでございますので、この1文につきましては削除しても構わないかなと思っておりますが。それでよろしければ。

【黒坂委員】 個人的には、そこだけ削除というのでもよいのではと思っております。いかがでしょうか。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 では、ここの1文につきましては削除させていただきます。

【近藤部会長】 削除しても前後の文章は問題ないですね。では、一応、どうでしょうか。ここは削除ということでよろしいでしょうか。

では、ここの文章は削除させていただくことにします。

【島委員】 よろしいですか。

【近藤部会長】 お願いします。

【島委員】 細かいことで恐縮ですけれども、14ページの最後の大気濃度測定義務についてのことです。「当面現行の規制を維持すべき」とされていますが、資料2-2の右下の部分を見ますと、アンダーラインの部分は、「現行の大気濃度測定制度を維持すべき」というふうにあります。これは「規制」なのか「制度」なのか、どちらなのでしょう。

それから、資料2-2のほうですけれども、内容はこのとおりでいいんですけど、ここにも「当面は」ということを入れていただかないと、現状の制度なり規制を維持するというだけではやはり問題があって、国の動向を踏まえて、近いうちには見直す必要があるんだという意図が伝わるようにしていただけないかなというのが意見です。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 お答えさせていただきます。

全て規制の中でやっている制度でございますので、こちら、「規制」という表現に合わせさせていただいたほうがいいかなと思っておりますので、資料2-2の右下の部分は、「規制」とい

う表現にしまして、おっしゃっていただいた「当面」というワードを入れさせていただければと思います。

【近藤部会長】 今の修正は、資料2-2の右の一番下の前に「当面」の文言を入れるということによろしいでしょうか。よろしいですかね。

では、これで修正していただくということにいたしたいと思います。

それ以外、いかがでしょうか。

【松井委員】 じゃ、すいません、せっかくなので。

【近藤部会長】 お願いします。

【松井委員】 ですので、P14の、さっきの黒坂先生のあれにちょっと戻るんですけども、ごめんなさい、資料2-2の右下の(3)の完了報告書の話で、こっちも提出実態を踏まえという形で書かれているんですけども、どちらかということ、事前管理のほうが重要だから、事前管理を重視する観点からのほうがいいんじゃないかなというふうに、こちらでもぜひお書き換えください。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 資料2-2のほうを、おっしゃっていただいた事前管理の徹底というように修正させていただきます。

【近藤部会長】 そうしましたら、今のは2-2の右下ですね。右側の2つ目の「任意の管理報告書の提出の実態を踏まえ」というところを修正するということですね。

【松井委員】 そうですね。

【近藤部会長】 そういうことによろしいでしょうか。

それ以外、何かございませんでしょうか。

お願いいたします。

【石川委員】 8ページの届出のところなんですけれども、3行目で、その前に、「法では使用面積に規模要件はなく、条例では石綿含有成形板の使用面積が1000㎡以上の解体等工事を対象にしている」となっているんですが、条例ではこれも対象にしているという意味ですよ。何かこの文章だけ見ると、これを対象にしているみたいな感じで読めてしまったので、より条例のほうが厳しく届出をしているということですね。私が読んで、「えっ？」と思ってしまったので、確認です。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 お答えさせていただきます。

このところ、法自体はちょっとでも使っていれば全て届出が必要ということで、条例では1,000㎡以上なので、1,000㎡未満の大規模でない工事につきましては、届出

の必要がないというものですので、法のほうがまずは厳しく、さらに条例ではレベル3をプラスしているというものでございます。

法律では、まずレベル1とレベル2の建材を対象にしているというところが、詳しくは7ページのイのところでございますが、法ではレベル1建材及びレベル2建材の2種類を対象建築材として規定しておりということで、吹付石綿であったりとか保温材であったりとかというのは飛散性の石綿でございますので、少しでも使っていれば届出が必要と。条例では対象としておりますのが少し成形、板状に固められたレベル3の建材でございますので、こちらは、いわゆる非飛散性の石綿建材となりますので、1,000㎡以上というのを対象にしているということで、規模要件を設けているという規制内容になっております。

【近藤部会長】 多分、3行目の「条例では」というところが誤解を生んでいるのかなと思うので、条例では追記と言うとおかしいのか。要は、これが入っているわけですね。法では入っていないものが入っていることに対して1,000ということですね。どうもそこが多分少し読み取りにくいんだらうなと思うんですが。多分このまま読むと、法律でも石綿含有成形が含まれているように見えてしまうので。ここだけ取り出すとそういうふうに読めるのかなと思うんですが。ですよね。そういう意図ですよね。

【石川委員】 はい。

【事務局（池田（桂）総括主査）】 では、対象建材を明記したいと思います。例えば、法ではレベル1建材やレベル2建材について使用面積に規模要件はない。条例では、法に加えまして、レベル3建材である石綿含有成形板の使用面積が1,000㎡以上の解体等工事を対象にしているというふうなのでよろしいでしょうか。

【石川委員】 はい。

【近藤部会長】 よろしいですかね。

【石川委員】 はい。

【近藤部会長】 すいません、少し丁寧に御説明いただくということでお願いいたします。

それ以外、いかがでしょうか。大阪労働局のほうから何かございますでしょうかね。

【大阪労働局（出口副主任衛生専門官）】 いえ、大丈夫です。

【近藤部会長】 これでいいでしょうか。

ほか、いいでしょうか。大体出尽くしたということでよろしいでしょうかね。

では、一応これで、意見についてはここまでにしたいと思います。少し御意見をいただ

きましたので、この御意見を踏まえまして、確認もいたしましたけれども、事務局のほうで修正していただきたいと思います。

また、冒頭に説明していただきましたように、今後公布される予定の法の施行規則等の内容によってはこの報告（案）を見直す必要が出てくる場合もあるかと思えます。その修正内容につきましては、部会長である私に御一任いただくということによろしいでしょうか。よろしいですかね。

ありがとうございます。では、修正した結果は事務局から各委員にお知らせさせていただきます。また、本報告の内容につきましては11月の環境審議会で報告させていただきます。

それでは、次の3番目、生活環境保全条例に基づく規則等のあり方検討に移りたいと思います。

まず、1つ目の化学物質等の「排出規制」と「適正管理」のあり方について、事務局のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

**【事務局（窪田総括主査）】** 事業所指導課の窪田と申します。御説明のほうをさせていただきます。資料3について御説明いたします。

化学物質等の「排出規制」と「適正管理」のあり方についてでございます。前回の部会におきまして、化学物質対策としての府独自指定物質の見直しに当たって、府内における排出実態等を基に排出規制と適正管理の組合せによる手法の有効性について検証した上で、個別の物質について再評価を行うという形で論点のほうを整理いただいたところでございます。それを踏まえまして、今回、排出規制と適正管理について排出実態であるとか環境中の濃度であるとかといったところを整理させていただきたいと思えます。

資料の1、経過でございます。経過として、平成6年の生活環境保全条例の制定時におきまして、大気汚染防止の観点からの有害物質の環境中への排出抑制を図ることを目的といたしまして、規制的手法を主とし、それを管理的手法で補完するという形での排出抑制対策を進めてきたというところでございます。その際、具体的には人に対して毒性が特に強い物質や発がん性を有する物質については規制物質として排出の抑制を義務づけると。それから、それ以外で比較的高い有害性が確認されている物質については適正管理を促進するための管理化学物質に選定すると。その上で、使用量等の届出を義務づけたというふうにスタートしたわけでございます。

その後、化管法の制定による届出制度の整備、それから大気汚染防止法による排出規制

と事業者の自主的取組を組み合わせたVOC対策の導入といったことを踏まえまして、平成19年から20年にかけて条例の改正等が行われまして、排出規制と自主的取組による適正管理を組み合わせることといたしまして、管理化学物質の対象に条例による有害化学物質による規制物質を加えるとともに、新たにVOC総量を追加したと、そういった経過がございます。

こういったことを踏まえて、現状、条例による有害化学物質対策につきましては、排出規制といたしましては、事業所周辺地域における大気環境での指標となる濃度を定めた上で、それを常時満足させるように設定した排出口における濃度基準であるとか処理装置の設置などの設備構造基準を規定しております。また、化学物質の適正管理としては、化管法に基づく指定化学物質に府独自の指定物質を追加して、適正管理による排出削減等の取組を促してきたと。

それから、VOC対策といたしましては、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質対策を目的として、排出規制といたしましては、届出施設に対する設備構造基準や原料中のVOC含有率などの使用管理基準を規定、それから大規模塗装施設を設置する工場・事業場に対する大気中に排出されるVOC総量の規制を行ってきたところです。また、化学物質の適正管理といたしましては、VOC総量の排出量の届出を義務づけるといったことにより自主的な排出削減の取組を促してきたということでございます。

現状の大気に係る有害物質等の物質ごとの規制等の状況について、2ページ目のほう表1としてお示しをしております。それぞれの物質ごとに大気汚染防止法での規制の状況、それから条例での規制の状況、それからPRTR、化学物質管理での指定の区分等を示したものが表1でございます。

こういった経過を踏まえまして、今後の生活環境保全条例のあり方の検討におきましては、府内における大気環境の状況や事業者からの排出実態の推移をまとめ、大気規制としての有害物質及びVOCの排出規制並びに化学物質対策としての事業者の自主的取組による適正管理の取組の効果について検証を行うとしております。

続いて、3ページのほうですが、3ページのほうには、現状・施策の効果といたしまして、まず、(1)ですが、主な条例大気有害規制対象物質の大気環境濃度の推移でございます。条例に記載しております大気有害物質、全部で23種ございますが、そのうち環境基準や指針値が定められた6つの物質についての府内の大気環境濃度の推移を示したのが図1の6つのグラフでございます。いずれも環境基準や指針値等を大きく下回っておりま

して、また、ここに示していない、モニタリングしているその他の有害物質につきましても、近年いずれも減少傾向または横ばいの状況にあります。

なお、大阪府が所管する条例の大気有害規制の届出のある全184事業所に対して令和元年度に行った立入検査111件がありますが、そのうち排出基準超過で指導した件数は3件でございました。

それから、3ページが一番下からですが、(2)として、管理化学物質の届出排出量の推移を示しております。

4ページのほうの図2と表2を御覧いただきたいと思いますが、こちらが管理化学物質の届出排出量の全体の量の推移でございます。管理化学物質全体の総量と、そのうちVOCに該当するもののグラフでございます。いずれも2008年から2012年にかけては減少しておりますが、それ以降は増減を繰り返して横ばいといった状況にあります。

続いて、もうちょっと個別の物質のほうですが、5ページ以降ですが、5ページの図3と表3のほうでは、化管法の対象物質の届出排出量の推移を示しておりますが。これは個別に排出量の多い上位5物質と、それ以外のものについての数字をまとめたものです。排出量の多い上位の3物質、トルエン、塩化メチレン、キシレンにつきましては、2008年から直近の2018年まで、約4割の削減がされたという状況にあります。

それから、5ページが一番下から6ページにかけてが図4、表4として、府独自指定物質の届出排出量の推移を、同じく排出量の多い上位5物質と、それ以外についてまとめたものでございます。排出量の多い上位の2物質、メチルアルコールとメチルエチルケトンにつきましては、それぞれ7割から4割の削減がされたということです。その他、エチレングリコールモノブチルエーテルや酢酸ブチル、1-ブタノールにつきましては、一旦減少はしたんですが、最近また増加傾向にあります。この点につきましては、いずれもトルエンとかキシレンとか有害性の高い物質から、より安全なこれらの物質への代替が進められたというのが要因の1つだと考えているところでございます。

なお、3番目のエチレングリコールモノブチルエーテルにつきましては、先般の法対象物質の見直しにおきまして、次回、法対象物質の候補として選定されたものでございます。

続いて、6ページの真ん中から、(3)として、VOC対策による光化学オキシダント濃度等の推移を示しております。光化学スモッグ関係の数値につきましては、気象等の影響を受けやすいことから、主なものを3年平均で推移を見ているところです。6ページが一番下の図5につきましては、予報や注意報の発令回数の推移。これは緩やかな改善傾向に

あると。それから、図6のほうは、予報や注意報の発令延べ時間の推移。これも、どちらかというとな緩やかな改善傾向にあると。図7のほうは光化学オキシダントの年間最高濃度と年間行動日数の推移でございます。棒グラフで示しておる高濃度日数につきましては緩やかな改善傾向ですが、年間最高濃度につきましては、一旦下がったんですが、近年上昇傾向にあると見ております。図8のほうは非メタン炭化水素濃度の推移ですが、こちらも改善傾向にあるというふうに考えております。

8ページのほうには浮遊粒子状物質の環境基準達成率と年平均濃度の推移を示しております。環境基準達成率につきましては、2011年が黄砂の影響で達成率がちょっと低かったんですが、その他はおおむね全局で達成といった状況にあります。年平均濃度も緩やかな改善傾向が見られると。図11のほうは、微小粒子状物質の環境基準達成率、それから図12のほうは微小粒子状物質の年平均濃度の推移。いずれも改善傾向が見られるといった状況でございます。

こういったことを踏まえまして、9ページ、3として、今後の検討の進め方の案を示しております。条例による化学物質等の「排出規制」と「適正管理」を組み合わせた現行の化学物質対策が開始された平成20年度以降、管理化学物質の排出量は減少しており、条例の大気有害規制対象物質のうち環境基準または指針値が定められた物質は、いずれもその値を大きく下回っており、大気濃度をモニタリングしているその他の有害物質においても、近年いずれも減少傾向または横ばいの状況にあります。

また、VOC対策につきましては、光化学オキシダントの環境基準は依然として全局非達成の状況が続き、濃度も近年緩やかな上昇傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報等の発令状況は改善傾向であり、浮遊粒子状物質は平成28年度以降全局で環境基準を達成している。

これらを踏まえて、今後の大気有害物質の排出規制及び府独自指定物質の適正管理のあり方について、以下のとおり検討を行うのが適当ではないかとしております。

1つ目のボツがVOC総量以外の化学物質についてですが、事業者における取扱量及び排出実態や大気環境中の濃度推移のほか、適正管理による事業者の取組事例等を基に対策の効果について検証するとともに、個々の化学物質について、各種法令による規制の重複や有害性等に係る国の新たな知見等も考慮し、その必要性も含めた今後のあり方について検討を行うとしております。

VOC対策につきましては、一定の改善効果は見られるものの、依然として光化学オキ

シダントの環境基準は全局非達成であること等を考慮し、条例による対策の効果について、上記と同様の検証を行い、国の検討状況等を踏まえ、その必要性も含めた今後のあり方について検討を行うというふうにさせていただいております。

資料についての説明は以上でございます。

**【近藤部会長】** ありがとうございます。

では、今の御説明について、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

じゃ、私のほうで、これとは全然関係ないんですけど、この図を今見させていただいて思いついたというか、あるんですが、例えば図2を見ますと、VOCが2008年から2013年ぐらいまで低下傾向にあって、その後は横ばいになっていると。光化学オキシダントの推移ですね。図5とか図6とか図7を見させていただくと、これも2008年から2013年ぐらいまで一応減ってきているわけですね。それで、またそこで一旦終わって、また2014から2018年ぐらいまで減少していると、こういう傾向が見られるので、ひょっとしたら2008年から2013年というのはVOC対策が少し有効に働いたのかなとも読み取れるのかなと思ったということです。それ以降下がっているのは、ひょっとしたら大陸等の排出抑制みたいなのが少し効いてきていて減ってきているのかなと。これはもったきちっと検証しないと全然分からないんですけど、少し見させていただいて、今少しそういうふうに思いましたので、当たっているか当たっていないか、全く分かりませんが、そう思うので、VOC対策は少し有効だったのかなというのは少し思ったというところです。

今の話とは、これとは全然関係ありませんので、このあり方について何か御意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

**【松井委員】** 今の近藤部会長のお話にも通じるところがあるんですけど、全体的に、一部を除いて減少傾向に入っていて、大変すばらしいなというのが印象なんですけども、事務局のほうで、例えば100万円売上げ当たりの使用量とか、そういう原単位が改善しているのか、置き換えが進んでいるのか、あるいは、実は活動量そのものが減ってしまっていて減少しているのかという、その原因側の特定というのはされているんでしょうかというのを伺わせてください。原単位が改善されて、より効率的に化学物質が使われているということなら望ましいんですけども、活動量全体が落ちてしまっていて減少しているというのは大阪の経済にはあまり望ましくないことで、その辺りをしっかり分離して管理戦略を

立てる必要があるなという意図でした。

【事務局（窪田総括主査）】 化学物質の届出対象の事業者さんに対して目標の設定をさせて、それに5年ごとの目標を立てて、それに合わせての進捗状況の報告もいただいているんですけども、その中ではやはりそれぞれの、もちろん事業者さんの事情によってのやり方があるんですけども、代替が進んでいるというのもございます、また、原単位での管理という形で、原単位を減らしていくという形で排出抑制を進めているというところ、それぞれいろんなものがありまして、その辺の詳細につきましては、また今後の個別の物質の検討に当たって解析を進めていきたいと考えております。

【松井委員】 ありがとうございます。

管理的手法が機能して減少しているということはすばらしいことなので、分かりました。ありがとうございます。

【近藤部会長】 ほか、何か。

お願いいたします。

【島委員】 全体として改善傾向にあるということはよく分かりました。ありがとうございます。

5ページの図4と6ページの表4を拝見しますと、届出の排出量で見ると、多くの物質が2015年に一番低くて、2016年以降はかなり増加してきていることが示されています。表4では2008年からの減少率ということで、多くの物質が減少したということが示されているんですが、2008年をベースに減少率を見るとというのは何か理由があるんでしょうか。

【事務局（窪田総括主査）】 2008年をベースにしたのは、条例による化学物質の管理制度がスタートしたのが2008年度でございまして、そういったことから2008年をベースにお示ししております。

【島委員】 2015年以降、特にエチレングリコールモノブチルエーテルや1-ブタノール、酢酸ブチルもそうですけども、2倍ぐらいに増えているものもあるんですよ。この辺りの理由というか、背景がもしお分かりになれば教えていただきたいんですが。

【事務局（窪田総括主査）】 一応要因の1つとして、ここにもお示ししているように、代替が一部進んでいるというところですが、まだ詳細のところにつきましては、また今後個別の物質の検討の中でまたお示ししていくということで考えているところがございます。

【島委員】 ありがとうございます。

もう1つよろしいですか。簡単なことなんですけども、8ページの図11で、微小粒子状物質の環境基準達成率の推移ということが示されています。これは確かにこのとおりだと思うんですが、その上にある図9では浮遊粒子状物質の環境基準の評価方法が示されていますので、図11についてもPM2.5の環境基準の評価方法をお示しいただいたほうが分かりやすいのではないかなと思いました。

以上です。

【事務局（窪田総括主査）】 ただいまの微小粒子状物質の環境基準の達成率の評価方法につきましては、また追記させていただきます。

【近藤部会長】 ぜひお願いいたします。

ほか、何かございませんでしょうか。

お願いします。

【水谷委員】 化学物質の代替が進んでいるというお話で、有害なものから安全性が高いものになっていくのはいいことだと思うんですけども、量の関係として、新しい物質に変わったけど、その物質はたくさん使わなきゃいけないのか、ほぼ同じぐらいの量で代替できるのかというようなことによって、そのトータルの量の多い少ないというのは影響を受けそうな気がしますので、個別にそういうところまで分かるのか分からないのか、よく私も把握しておりませんが、もし情報をお持ちでしたら教えていただきたいんですが。

【事務局（窪田総括主査）】 すいません、詳細の情報についてまだまだ整理はできていないんですけども、やはり、例えばよく事業者さんで目にするのは、トルエンなんかをほかの物質に代替するというところでいろいろ検討されているところは多々あるんですけども、やはりトルエンなどは使い勝手がいいからなかなか変えられないといった声も一方で耳にすることもありまして、そういったことで、やはりほかの物質に変えることで、若干使い勝手の問題もあって量が増えるという。すいません、具体的などころまではあまりないんですけども、使い勝手によってやっぱり若干増えるということはあるのかもしれないなど。またその辺は、すいません、解析のほうを進めていきたいと思っております。

【水谷委員】 ありがとうございます。

【事務局（西井補佐）】 また事業者へのヒアリングとかも含めまして、もう少し実態については次回以降お示しさせていただきます。

また、先ほどの代替につきましても、代替で増えたのだけではなく、大きな工場が一気に製造ラインを変えると、それだけで、そもそも総量が多くないような物質というのは、

勢いよく上がってしまうというケースもありますので、そういった実態も含めまして、次回以降、丁寧にお示ししたいと思っております。

【水谷委員】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【近藤部会長】 今の話に関連して、工場の規模によって、多分使われ方が全然違うと思うので、例えば1社がほとんど占めているとか、あるいはもうちょっと大阪府内に分散して排出があるのかとか、もしできたらそういう話もしていただけると非常にありがたいなと思います。

ほか、どうでしょうか。何かございませんでしょうか。

これはまた継続というか、もうちょっと詳細な資料が今後出てくるということですので、次回以降、また審議していただくということで、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今日いただいた意見を踏まえて、また事務局のほうで資料を作っていただければと思います。

では、2つ目の騒音・振動分野について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

【事務局（辻井総括主査）】 事業所指導課騒音振動グループの辻井と申します。よろしくお願いいたします。

資料4を御覧ください。

今回は、条例に係る苦情および施行状況調査の結果について御説明いたします。これは、平成29年度から令和元年度までの過去3年間について、条例に係る届出施設の設置届出件数、苦情件数などを市町村に対しアンケートした結果を取りまとめましたので御報告するものです。

1ページ目の1番、騒音に係る届出施設についてですけれども、詳細な表を別表という形で後ろのほうにおつけしております。1枚目の表裏が騒音に係る届出施設になります。色のついたセルが大分類になっておりまして、その下に小分類としまして、1番の金属加工機械ですと、イからラまで並んでおります。

これらの中で、設置の届出が多かった施設としましては、冷凍機及び空調機という分類でして、1枚目の裏の下の方にありますけれども、大部分は空調機ということで、これで全体の8割ぐらいを占めております。その次に多かったのが空気圧縮機及び送風機になります。また、苦情が多かった施設ですけれども、粉砕機、それから先ほども出てきました冷

凍機及び空調機が多かったと。一方で、過去3年間に設置の届出も苦情もなかったという施設もありまして、製管機械など22種類ありまして、別表の一番左の列を御覧いただきたいんですけども、米印がついている施設が該当する施設になります。

次に、振動に係る届出施設についてですけども、詳細は、先ほどの別表1の次に別表2としてお示ししております。この中で設置の届出が多かった施設は圧縮機とせん断機になります。また、苦情があった施設は平削盤など5種類でした。過去3年間に設置の届出も苦情もなかった施設はベンディングマシンなど10種類でした。

資料4の2ページを御覧いただきたいんですけども、ここからは騒音・振動に係る特定建設作業についてお示ししております。

上の表が騒音、下の表が振動についてになります。騒音の表で、1番から8番の作業につきましては、騒音規制法と条例の両方で規制を行っている作業になります。9番から10番の作業については条例のみで規制を行っている作業になります。1番から8番までの作業につきましては、法律のほうが優先となりますので、条例による届出が必要になるのは法で規制を行っていない工業専用地域などの条例で横出しをしている地域について届出がされるということで、9番から11番までの作業に比べますと件数が全体に少なくなっております。

全体を通しまして最も届出件数、苦情件数とも多いのが9番のショベル系掘削機械、トラクターショベルまたはブルドーザーを使用する作業となっております。振動につきましても、5番のブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械を使用した作業が届出件数、苦情件数とも最も多くなっております。

それから、3ページに参りまして、4番のショベル系掘削機械のアタッチメント別の苦情についてということですけども、ショベル系の掘削機械はアタッチメントを交換することにより、いろんな作業を行うことができます。現行の条例では、表2に示しているような掘削作業に使われる標準バケット以外のアタッチメントを装着した場合には別の建設機械と扱いますので、規制対象外としておりますけども、この表にありますように、主にふるい作業に使用されますスケルトンバケット、コンクリートなどを静的に破砕する油圧クラッシャーなど、規制対象外のアタッチメントを装着した場合でも苦情が発生しております。

4ページの上のほうにも記載しておりますけども、市町村からもこれらの規制対象外のアタッチメントに関して苦情が多いという意見が合わせて4件寄せられておりまして、アタッチメントの種類にかかわらず規制対象とすべきという意見も寄せられております。

次の5番のカラオケ規制に係る苦情についてですけれども、午後11時から午前6時まで、カラオケ装置の使用を原則として禁止するという規制を行っております。

表3にありますように、カラオケスナック、その他の事業所に設置のカラオケが苦情が多い施設となっております。

また、表4で苦情の原因について分析しておりますけれども、時間帯につきましては、規制を行っている午後11時から午前6時までの時間帯の苦情が多くなっております。音響機器につきましては使用制限の対象となっている機器によるものが多くなっています。あと、人の声につきましては、電気機器を使用したときの人の歌声の苦情が多くなっております。

次、5ページですけれども、6番の深夜営業規制に係る苦情についてですけれども、現行では用途地域が住居系の地域に限りまして、カラオケ営業、飲食店営業については午前0時から午前6時まで営業自体を禁止するという規制を行っております。

表5に苦情が多い施設をお示ししております。カラオケ営業、飲食店営業が多くなっております。表5の下の米印にありますように、大阪府内では、大阪府が直接規制事務を行っている市町村と、各市町村に規制の権限を委譲している市町村がありますので、表5では両方の苦情件数を合計しましてお示ししております。

次、7番、その他事業場に係る騒音・振動苦情についてですけれども、届出対象外の事業場に関しましては、表6にありますように、届出対象外の機器や施設が発する騒音、呼び込みや客の騒ぎ声など、人の声によるもの、拡声器使用によるものが苦情原因として多くなっております。振動に関しましても、届出対象外の機器、施設が発する振動が多くなっております。

次は、6ページの上のほうに市町村からは保育所のような教育施設から発生する人の声については除外対象としてよいのではないかという意見も出ております。

8番、日常生活における騒音・振動に係る苦情についてということで、原因としましては、一般の住居からの騒音、ペットによる騒音などが多くなっております。

9番、低周波音に係る苦情についてですけれども、表8にありますように、生活騒音ということで、一般の住居が発生源になっているというケースが多いということで、工場・事業場よりもむしろ多くなっております。

10番、その他ということで、法と条例の規制が重複しているケースがあるということが分かっております。これは、条例の制定当時の騒音規制法、振動規制法では、法に基づ

く特定施設のうち、電気事業法の電気工作物に該当するものやガス事業法のガス工作物に該当するもののみを設置する特定工場、具体的には発電所とかガス製造工場といったものについては規制を電気事業法やガス事業法にゆだねておりました。その関係で、騒音規制法、振動規制法による勧告とか命令ができない形になっていましたので、条例で規制対象としてまいりました。その後、平成12年に騒音規制法、振動規制法が改正されまして、騒音規制法、振動規制法による勧告、命令ができるようになりました。これを受けまして、条例による勧告、命令の規定は削除されましたけども、規制基準の適用や届出につきましては法と条例の規定が重複しているという状況となっております。今回、市町村に、これに該当する工場等の数をアンケートしましたところ、15あるということが分かっております。

資料の御説明は以上になります。

【近藤部会長】 御説明ありがとうございました。

では、御質問、御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

【松井委員】 3点あります。1つずつ行かせてください。

まず1つ目が、ページ3のショベルカーを、アタッチメントの種類等々の使い方によって新たな騒音が発生しているの、対象外になっているのをちゃんと足していきましようという部分のあれはすごく重要で、こういうショベルカーにかかわらず、新規で発生するような騒音でお困りの方が1人も出ないように、こういうのを積極的に取り入れるというのはぜひお進めくださいというのが1つ目の、今日、コメント3つです。

すいません、ついでに言うと、4の上にある⑥のところで、市からの意見としては削除することも妥当であると、あまりに古い、もう既に全然使われていないものは削除すべきだと書かれているんですけど、それでも安全側で、もしそれでも騒音が発生するような可能性があるなら、積極的に残していただいてもいいのかなと思いました。それが1点目です。

2点目が、P5の6の部分です。深夜営業の規制のところに書かれている、深夜営業の規制に対してどうこうという話じゃないんですけども、大阪府が管轄する市区町村というので、これ、下に大阪市とか吹田市というのがあって、恐らくですけど、今後の人口減少とか歳入の減少なんかを、行政リソースの効率的運用というのを考えていくと、府は大域的な、広域的な騒音行政みたいなのに特化して、各市町村は地域の方々に寄り添ってしっかり丁寧なケアをするという、ちゃんと機能分離を果たさないといけないと思うので、中

長期のことを考えて、ここはぜひ、多分大阪府で市は43ですよ。43の基礎自治体との役割分担というのをしっかりもう一度、今チャンスだと思うので、議論してくださいというのが2点目です。

3点目なんですけども、3点目はP6ですかね。生活騒音のところですよ。一番上のところに書いてあって、教育施設、特に保育所の騒音というのが問題になったりしているんですけど、少子化の緩和なんていうのを考えると、保育所の役割等々って結構重要なところがあって、この辺の生活騒音って結構悩ましいところがたくさんあります。下の今後多文化共生が進んでいくことでカルチャーの違う騒音感の違いなんていうのもどんどん増えてくるのにもかかわらず、一番下のところに、市区町村からの御意見で書かれているんですけど、規制根拠自体はないじゃないですか。生活騒音に規制というのは存在しないと。ここでは規制が存在しないので、行政が介入する問題ではなくて、個人間で解決を図るべきと御意見が出ているんですけど、あんまりそういうことにはならなくて、行政の最大のミッションは皆さん、市民の方々の安心、安全を守る立場だと思うので、ぜひこの辺、大阪府の構成されるいろんな市区町村のところで、生活騒音を解決された優良事例なんか、あるいはうまくいった対策なんかがたくさんあると思うんですね。それを大阪府のほうで統合的にデータベース化するとか、何かそういう知識をしっかりと集約して、みんなでも共有できる、そういう広域的役割を、この生活騒音周辺はぜひ担っていただきたいなという3点です。

【事務局(辻井総括主査)】 1点目のショベル系掘削機械などのアタッチメントの件ですけれども、まず、苦情が多いアタッチメントの種類というのが今回のアンケートによって分かりましたので、今後、これらのアタッチメントを使用して作業を行った場合の騒音の大きさがどれぐらいなのかということ、測定データを持っている市町村からのデータを集めまして、それぞれの作業になったときに著しい騒音が発生するかどうかということを検討したいと思います。

また、これらの現在は規制対象外のアタッチメントを規制することによって苦情が円滑に解決できるのかといったことについて、規制事務を担当している市町村の意見も聞きました上で、今後、次回以降の部会で論点としましてお示ししていきたいなと思っております。

あと、届出が少ないとか苦情がなかったような作業についてなんですけども、法と条例の両方で規制しているという作業につきましては、条例だけですぐさま削除するとかいう

のはやっぱり難しいというところがあります。また、委員もおっしゃったように、建設作業に関する技術が進歩して、今後使われないような技術については削除するという候補にはなると思うんですけども、例えば騒音の11番の作業、鋼球を使用して建築物を破壊する作業というような作業は、かなり昔であればこういった作業はよく行われていたということはあるまして、最近では使用されないのではないかなというふうにも思っておったんですけども、アンケートをしましたら、1件ですけども届出があったということですので、今後使用されないだろということが確実なものであれば削除するということも検討できるかと思うんですけども、なかなか削除ということにつきましては慎重に考えていく必要があるというふうに思っております。

それから、深夜営業の件ですけども、府と市町村の役割分担につきましては、委員の御指摘のとおりと思っております。今回御検討いただいている生活環境保全条例の前身の旧の公害防止条例では、深夜営業に係る規制については市町村には委任されておらずに、市町村に委任されたんですけども、現行の条例を制定するに当たって、当時の大阪府の公害対策審議会におきまして、騒音問題は本来、地域的な性格が強いことから、深夜営業に係る規制についても他の規制と同様に地域の実情に応じたきめ細かい指導を行う上で、市町村に事務委任することが適当であるという答申がありました。ただし、深夜の勤務体制や指導方法の確立などの問題もありますので、市町村と協議が行われておりまして、移譲を受けるという旨の申出があった市町村から順次移譲が進められているという状況であります。

最後の生活騒音のことですけども、委員がおっしゃったように、うまくいった事例を市町村から集めてフィードバックをするということを今後やっていきたいなと思っております。

以上です。

【松井委員】 御丁寧な解説、ありがとうございました。

【近藤部会長】 では、ほか、何かございませんでしょうか。

お願いします。

【島委員】 先ほどもお話がありました6ページの一番上の教育施設から発生する人の声についてということですけども、実際にそのような苦情というのは5ページの表に示されている苦情件数の中でどのぐらいあるんでしょうか。

【事務局（辻井総括主査）】 件数については今すぐに分かりませんので、また整理をしまして御回答したいと思います。

【島委員】 いや、分からなければすぐにとということではなくて結構なんですけども、結構多いものですかね、市町村からこういう意見が出るということであれば。

【事務局（辻井総括主査）】 苦情が市町村のほうに寄せられまして、なかなか対応に困られて、市町村から府に御相談というケースも聞いております。

【島委員】 ここに書かれているとおり、少子化が進んでくる中で、子供の声ぐらいいは大目に見ろよというのは当然あり得る意見だとは思いますが、ただ、やはり施設のほうで防音対策など、できることもあるかとは思いますが。この意見がそのまま反映されるわけではないと思いますけども、単に除外対象としていいというふうには私は思いません。そういう意見です。

【事務局（辻井総括主査）】 先ほど御質問のあった教育施設に関する苦情の件数が分かりましたので御報告いたします。

3年間の合計ですと、37件ありました。それで、市町村からの意見にありましたように、児童の声の大きさはなかなか制御するのは難しいということで、ただし、教育施設も事業場の1つということですので、敷地境界での音量の基準というのはやはり掛かってまいります。単に数字を超えたか超えないかというだけの話ではなくて、ソフト的にこういう工夫をすれば音量が下がるとかいったことについて、大阪府のほうではこういう教育施設に関してどんな工夫ができるのかということ、手引書を作りまして、そういった施設あるいは市町村に配布しております。

【島委員】 どうもありがとうございました。

【近藤部会長】 それ以外、何かございませんでしょうか。

お願いします。

【河井委員】 少し教えてほしいんですが、例えば2ページの特設建設作業における届出件数とか苦情件数が出ているんですけど、一番下のほうに条例対象外の建設作業による苦情、これは騒音も振動も両方あるんですけど、この苦情件数としては、これは非常に多いですね。これは具体的にというとなかなか難しいのかもしれないんですけど、非常に多い数字の中で、どういうものが問題になっているのかなんていうのは、ある程度は分かるんでしょうか。

【事務局（辻井総括主査）】 内訳としてどれが多いというところまでは調べ切れていないんですけども、具体的にどんな作業なのかということですけども、例えばインパクトレンチとかサンダー、丸のここといった手持ちの電動工具を使用して作業したときの音とか、

民家などのリフォーム工事とかといったものなどがありまして、様々な種類がありますね。

【河井委員】 振動のほうもそうなんですね。

【事務局（辻井総括主査）】 そうですね。

【河井委員】 結構434件というのは数がありますけど。いや、分からなければいいんですけど、結構条例対象外のやつがかなり多いなというのが少し気になっていまして、どうしたらいいのかなというのが。

【事務局（望月補佐）】 ちょっと補足させていただければと思います。条例では、法律も同じですけども、特定建設作業は、短時間で終わるもの、1日で終わってしまうような作業は規制対象になっておりません。しかし、住民にとっては1日でも、騒音が発生すると苦情につながってくるということで、削岩機とかでそういった苦情は多いと聞いております。

【河井委員】 ありがとうございます。

【近藤部会長】 ほか、どうでしょうか。

【河井委員】 じゃ、いいですか。

【近藤部会長】 お願いします。

【河井委員】 先ほど松井先生もおっしゃっていたんですけど、バックホウとかのアタッチメントですよ。やはりこれは入れてもらうようにしないと、なかなか生活環境の保全につながっていかないのではないかなというふうに思いますので、ぜひ改正案としては入れていただきたいとは思っています。レベル的にもどれぐらいなのかというのが分かれば、もう少し教えていただけたらありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【近藤部会長】 ほか、どうでしょうか。

お願いします。

【河井委員】 すいません、それからもう1つ、これは松井先生もおっしゃっていたんですけど、削除するのが妥当かどうかという、ページ3ですけど、星印がついているのが別表のほうにありましたが、届出がなければ苦情もないのは当たり前なので、両方ゼロ、ゼロとかいうのが書いてありまして、米印がついているわけですけども、届出がなければ、それに関して苦情も当然ないと思いますから、ですので、別に残しておくことはそんなに問題ではないかなと思いますので、そういうのが本当に現在使われていないのであればともかくとして、可能性があるのであれば、ぜひ残しておくべきではないかなというふうには思っておりますので、できたらそういう方向でお願いできたらなと思います。

【事務局（辻井総括主査）】 別表1のほうでお示ししておりますのは最近の3年間の届出件数ですので、それ以前に設置されたものが、まだ現在は残っているということです。現に存在しているものがあるものについては、当然なかなかすぐそのまま削除というのはできないということがありますね。

【近藤部会長】 ほか、いかがでしょうか。

私、教えていただきたいんですが、2ページ目の表を見ながらなんですが、結局届出をしても苦情がたくさんあるというのが結構あるわけですよね。こういうのは届出をしたときには近隣住民へのきちっとした説明というのも当然義務づけられているものなのでしょいか。

【事務局（望月補佐）】 届出は市町村が受けておられます。その際規制基準の説明に加えて、住民の生活環境の保全という観点で指導いただいております、地元の住民の方への事前説明などについても必要に応じてご説明いただいております。

【近藤部会長】 多分こういう機械で騒音をゼロにするのは無理なので、出てくると思うので、やはり苦情件数をどうやって減らすかという観点で条例は考えていくほうが、私はいんじゃないかなと少し思ったというだけです。今後少し考えていただければと思います。

ほか、どうでしょうか。よろしいでしょうか。これもまた継続ですよ。これもまた継続で審議していきますので、ほか、何かありますでしょうか。よろしいですかね。

そうしましたら、また今日いただきました御意見を踏まえまして、事務局で資料作成等をしていただきまして、次回以降審議を進めていきたいと思っております。

以上で予定していた議題は終わりになりますが、委員の皆様方、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（池田総括主査）】 特にございませぬ。

【近藤部会長】 ありがとうございます。

では、何もないようですので、本日の議事はこれで終了いたしたいと思っております。委員の皆様方には円滑な審議に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【事務局（池田総括主査）】 本日は、委員、オブザーバーの皆様から貴重な御意見、御助言をいただきましてありがとうございました。

それでは、これもちまして、令和２年度第２回生活環境保全条例検討部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(午後３時５１分 閉会)